

SGEC 森林認証審査報告書
(更新審査)

<第二期>

静岡市林業研究会森林認証部会 管理森林

平成22年12月

(社) 全国林業改良普及協会

目 次

I. 静岡市林業研究会 森林認証部会森林管理計画の概要
(確認資料一覧)

II. 審査経過

III. 判定事由書

I. 静岡市林業研究会 森林認証部会森林管理計画の概要

1. 森林の所有者 大石林業（大石一夫、大石達子、大石祐輔）
 鈴木林業（鈴木英次、鈴木英元、鈴木善宗、鈴木芳江）
 武田林業（武田只男）
 宮本林産（宮本生一）
 山田林業（山田唯夫、山田芳朗）
 安池林業（安池得之、安池勘司、安池尚志） 計 14 名
2. 森林の管理者 静岡市林業研究会森林認証部会 部会長 山田芳朗
 事務局：静岡市葵区千代 538-11 静岡市森林組合内
 森林認証部会員 6 名
 大石一夫、鈴木英元、武田明、宮本卓明、山田芳朗、安池勘司
3. 対象森林 静岡市林業研究会森林認証部会管理森林
 静岡市葵区慈悲尾鶴ノ巣 330-1 外
4. 認証の区域 静岡市葵区内 26 団地 面積：954.43ha

5. 森林資源の構成 (H22年4月現在) 上段：面積(ha)、下段：材積(m3)

年齢級		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20以上	合計
人	スギ	1.47	6.58	6.18	11.55	12.24	11.90	15.94	12.68	29.39	23.89	23.80	18.99	7.42	4.72	4.66	7.13	1.97	0.14	0.07		200.72
			55	288	916	1825	1862	2922	2596	5958	5762	6363	5030	2262	1446	1475	2329	610	46	28		41773
	ヒノキ	5.42	12.72	21.52	28.56	31.46	31.84	30.28	46.77	73.79	37.24	58.63	28.57	15.98	13.32	12.55	3.24	2.57	1.04	0.07		455.57
			62	458	1026	2406	3174	4229	8336	14072	8243	15193	7024	4039	3758	4282	1116	746	263	24		78451
工	マツ									1.14												1.14
										225												225
	コナラ			2.33	1.00	0.95	0.36	1.20					0.56									6.40
				77	94	67	41	134					65									478
林	クヌギ										0.37											0.37
											49											49
	その他広葉樹									0.30												0.30
											25											25
	計	6.89	19.30	30.03	41.11	44.65	44.10	47.42	59.45	104.62	61.50	82.43	48.12	23.40	18.04	17.21	10.37	4.54	1.18	0.14		664.50
			117	823	2036	4298	5077	7285	10932	20280	14054	21556	12119	6301	5204	5757	3445	1356	309	52		121001
天然林等	針葉樹													0.79								0.79
														229								229
	広葉樹		0.33		0.45	10.06	5.00	8.31	6.61	20.42	28.66	15.01	30.00	20.83	19.67	20.27	37.47	8.58		0.10		231.77
			6		20	577	322	622	722	1990	2429	1980	2933	2442	2528	2600	5128	983		10		25292
	その他																					57.37
																						5829
	計		0.33		0.45	10.06	5.00	8.31	6.61	20.42	28.66	15.01	30.00	21.62	19.67	20.27	37.47	8.58		0.10		289.93
			6		20	577	322	622	722	1990	2429	1980	2933	2671	2528	2600	5128	983		10		31350
合計(人+天)		6.89	19.63	30.03	41.56	54.71	49.10	55.73	66.06	125.04	90.16	97.44	78.12	45.02	37.71	37.48	47.84	13.12	1.18	0.24		954.43
			123	823	2056	4875	5399	7907	11654	22270	16483	23536	15052	8972	7732	8357	8573	2339	309	62		152351

6. 地域の概況

静岡市林業研究会（旧称：静岡地区林業研究協議会）が活動する静岡市は、全国でも有数の面積を持ち、北は南アルプスから南は駿河湾までおよそ 83km、主に安倍川、興津川と大井川上流域を含む南北に細長い政令指定都市である。

市の総面積は 137,405ha で、森林面積は 105,776ha と総面積の 77%を占めている。その内、民有林面積は 101,552ha で、人工林率は 44%である。

年平均気温は 18℃、年間降水量は約 2,500mm と、気候は温暖で降水量の多い地域である。

森林認証部会（以下：認証部会）員の所有山林のある葵区は、安倍川が源流部より流れ、その伏流水は地域住民約 70 万人の飲料水として利用されている。安倍川の水質は、常に全国上位に評価されるほどきれいな川である。

静岡市の林業の足跡は、弥生時代の登呂遺跡にも見ることができる。遺跡から出土する建築材はスギが多く、イヌマキ、モチノキ、カヤなどの柱が使われている。農具にはカシ類、ヒノキ、サワラ、エノキ、クスノキなどが使われていた。

林業が記録として書面に残されているのは、1609 年に安倍奥で伐採された江戸城の御公木や一般材が洪水で流されたので、流域住民に流木の横領を禁止した書面がある。また、江戸時代中期の 1767 年には、既に植え付けに関する記録が残されている。明治時代後期には、製材所が作られるなど、今日の林業の基礎が作られている。

現代に入り、1980 年には玉川地区を中心に「安倍ヒノキ」の産地ブランドを立ち上げようという動きが起こった。これは優良なヒノキ材をブランド化しようと、無節柱材・磨き丸太の生産を行った山元側の動きであったが、量的にまとまらなかったことと、地域の製材業者が並材中心の需要であったことなどにより、需給のミスマッチが生じ、ブランド化は成功しなかった。

そのため、現在でも市内で生産される優良材は愛知県、三重県方面に流れおり、静岡市葵区の森林で収穫された木材の三分の一程度が、優良材を中心に県外に流れている。

また、市内の木材生産の中心はヒノキ材で、通直で癖の少ない材質のため人気はあるが、近年の無垢材需要低下や人工乾燥材・集成材需要の高まりで木材価格は下がり続けている。

このため、林業経営ばかりではなく、地元製材所の経営も危機的な状況であり、現在双方が連携して木材の地産地消や無垢材の需要拡大に向け、行政と連携しながらその方向を模索し続けているところである。

7. 静岡市林業研究会の沿革

静岡市林業研究会は、昭和 36 年に井川・梅ヶ島・清沢・玉川・美和・藁科・水見色地区の 7 単位林研グループを母体として発足した。当時は、100 名以上の会員が所属しており、静岡県農林事務所 AG の指導の下、拡大造林や植林に関する苗木・精英樹確保、シイタケ栽培等に関する技術指導を受けながら活動を始めた。

昭和 50 年代には、20 代前半～70 代の会員が 80 名ほど所属しており、枝打ち・間伐の技術競技会を開催したり、山間地域の過疎化対策として都市部の女性との出会いの会などを開催するなど、山村地域のリーダーとして多方面にわたる活発な活動や情報交換を行ってきた。

現在は、31 名（平均年齢 46 歳）の会員が所属している。主な活動は、毎年テーマを設定して行っている静岡市林研大会、一般市民に林業をアピールする機会となる市産業フェア、機関誌の発行などが挙げられる。また、木工工作を行う「ログ倶楽部」、「パソコン倶楽部」といっ

た有志で結成した同好会に加え、「森林認証部会」、「木材利用対策部会」という2つの部会が活発な活動を行っている。木材利用対策部会では、静岡市産材の地産地消を推し進める為の条例づくりを働きかけており、地域木材関連業と連携しながら静岡市行政と協議している。

認証部会は、同林研グループの若手経営者を中心に結成されており、平成17年に、グループとして「持続的な森林管理を行いながら「森林の公益的機能」も活性化していく手段として、『緑の循環』認証会議（SGEC）の森林認証を取得」し、持続可能な森林の管理・経営のための経営改善・技術向上・営業・広報活動・イベントなど活発な活動を続けてきている。

部会員は現在6名であるが、他の林研会員にも常に情報提供や活動報告を行なって、部会参加への門戸を開いている。また、認証部会で行っている貴重動植物研修や現地植物勉強会・各種イベントなどには、他の林研会員の一部も趣旨に賛同して参加・協力をしている。

8. 対象森林の概要

対象森林は、上記認証部会に所属する個人経営の部会員6名が所有・管理する森林954.43ha（一部は家族名義）である。（個別内訳は下表参照）

部会員名	団地数	管理面積 (ha)	内 訳(ha)			蓄積 (m3)	年間成長量 (m3/年)
			人工林	天然林	その他		
大石林業	4団地	57.35	53.08	1.21	3.06	15,431	391
鈴木林業	8団地	323.17	177.86	96.78	48.53	52,243	806
武田林業	3団地	57.08	52.27	0.93	3.88	11,303	404
宮本林産	1団地	144.20	94.09	48.98	1.13	21,412	673
山田林業	1団地	133.22	105.86	26.59	0.77	23,099	553
安池林業	9団地	239.41	181.34	58.07	0	28,955	702
合計	26団地	954.43	664.50	232.56	57.37	152,443	3,529

※宮本林産管理面積には、山田林業との共有林：4.13haを含む。

【資源構成】

対象森林は、全て静岡市によって認定された森林施業計画(H19年～24年)が樹立されており、人工林率は70%。人工林の主要樹種はヒノキとスギで、ヒノキ林が面積比で約7割を占めている。人工林の齢級別面積では、保育期の1～6齢級で28%、利用間伐が可能となる7～9齢級で32%、10齢級以上が40%と齢級構成のバランスがとれている。（前掲の資源構成表参照）

天然林は、シイタケ栽培等に利用されている広葉樹二次林と、急傾斜地等に残された保護樹帯的な林分で、後者は環境配慮への観点から、伐採などの対象とされていない。

【保安林等の制限林】

地域の森林は、特に期待される機能に応じて、「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源循環利用林」に機能区分されており、対象森林における内訳は、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」が706.01ha、木材等生産機能を重視する「資源循環利用林」が238.36haとなっており、「森林と人との共生林」に区分されている区域は含まれていない。

保安林等の制限林に指定されている面積は、459.02haで、その内訳は、「水源かん養保安林」：311.91haと「土砂流出防備保安林」：147.11haである。（次頁表参照）

部会員名	管理面積 (ha)	内 訳 (ha)		保安林等 (ha)		
		水土保全林	資源循環利用林	水源かん養	その他(土流)	合計
大石林業	57.35	0.24	57.11		3.38	3.38
鈴木林業	323.17	323.17		22.58	125.33	147.91
武田林業	57.08		57.08			0.00
宮本林産	144.20	61.81	82.39	136.04		136.04
山田林業	133.22	97.89	35.33	116.82	0.47	117.29
安池林業	239.41	225.99	13.42	36.47	17.93	54.40
合 計	954.43	709.10	245.33	311.91	147.11	459.02

※宮本林産管理面積には、山田林業との共有林：4.13haを含む。

【林道・作業道の整備状況】

部会員名	管理面積	林道	作業道	総延長	路網密度
大石林業	57.35ha	900m	250m	1,150m	20.05m/ha
鈴木林業	323.17ha	770m	320m	1,090m	3.37m/ha
武田林業	57.08ha	3,900m	1,300m	5,200m	91.10m/ha
宮本林産	144.20ha	3,054m	1,600m	4,654m	32.27m/ha
山田林業	133.22ha	2,030m	6,000m	8,030m	58.46m/ha
安池林業	239.41ha	3,320m	3,800m	7,120m	29.74m/ha
合 計	954.43ha	13,974m	13,270m	27,244m	28.54m/ha

9. 対象森林の管理体制

認証部会では、部会長の下「SGEC 森林認証の取得を目指すと共に、その趣旨である持続可能な森林経営と再生可能な木質資源の有効活用を目指すことを目的とする」認証部会規約の下で、6名がグループとしてSGECの基準を遵守し、対象森林を一元的に管理するための「静岡市林業研究会森林認証部会森林管理計画(以下：管理計画)」を定め、部会員共通の管理方針、施業指針等の各種マニュアルを作成して、各部会員所有林の管理・経営に当たっている。

また、各部会員所有林の個々の林分施業に当たっては、上記管理計画に準拠し、それぞれの生産目標と林分特性に応じた個別の管理計画を作成して当たっている。

【保有機械装備】(部会員6人合計)

(所有林業機械)

バックフォア	5台	林内作業車	1台
集材機	15台	ラジキャリー	2台
フォークリフト	6台		
トラック	4台		

(共有・リース機械)

グラップル	4台
フォワーダ	1台
乗用モノラック	1台

10. 経営方針

認証部会管理計画における「経営方針」は、以下の通りである。

【認証部会 経営方針】

静岡市林業研究会は、昭和 36 年発足以来、山で働く若者が、森林施業の技術研修や山村を支える地域リーダーとして情報交換などを行ってきた。

しかし、近年の林業・木材産業の状況を改善するためには、従来の活動に加え、より積極的な活動、そして、より理論的な知識が必要となっている。

祖先、先代より受け継いだ森林を適正に管理しながら、林業を「業」として持続的経営を維持していくことを第一と考えているが、その実現はなかなか容易ではない。

そこで、林研会員の中で森林を所有し、森林認証というワンランク上の林業経営を行おうと考える有志により認証部会を立ち上げた。持続可能な林業経営を第三者に評価してもらう中で、部会員の林業経営の方針を明文化し、施業の効果を検証しながら理論的知識の向上を図り、認証森林の存在が「地域の森林は市民共有の財産である」ことの証として、大変重要な存在であることを裏づけしていく。

同時に、環境資材である認証材の販売のため、安定供給・販路確保など、積極的な活動を多方面に展開していくことを部会員共通の目標と定めている。

また、認証森林の拡大のため、情報公開、広報活動などを部会員一致団結して行うとともに、関係機関にも協力を求めていく。

このようなことから、認証部会員の林業経営にあたっては、以下の経営方針を定め、森林管理に関する法令、静岡市森林整備計画の施業基準及び SGEC の基準・指標を遵守した施業を実行し、地域林業のリーダーとして、共通の認識を持って積極的な経営を行っていく。

(1) 林業経営

祖先、先代より受け継いだ森林を適正に管理しながら、林業を「業」として持続可能な経営を維持していくことを第一とする。

人工林は、立地条件・生産目標により、個々の定めた伐期齢（50 年～80 年の林齢）で、小面積皆伐(3ha 以内)を行う。

長伐期施業を行う林分については、100 年を越えてから小面積皆伐を行い、植栽による更新を行う施業と、最終伐期を 200 年として皆伐は行わず、間伐を繰り返し、樹下植栽を行って、複層林施業を行うとする二つの方法をとる。

所有山林の現状は 8 齢級～11 齢級の林分が多く、これらの利用間伐を主伐と組み合わせることにより、経営の安定を図る。

部会員個々の情報交換、現場研修により、安全作業とともに低コスト施業の方法、出材方法を研究・実施していく。

広葉樹二次林、雑木林は、原則として他の林種への転換は行わず、シイタケ原木などの特用林産資源や薪・炭をはじめとするエネルギー資源として積極的に活用しながら、多様な動植物の生息・生育環境の保全に努める。

一部急傾斜地などに残る天然林は、原則的に単木的な択伐にとどめ、自然の推移に委ねる。

(2) 地域社会

地域林業のリーダーとして、周辺の施業が遅れている森林所有者に対して、施業の受委託契約を結ぶなどして、地域の森林の機能回復を図る努力をする。

管理面積が拡大し、かつ森林が団地化できれば、雇用の増加につながる。また、素材生産量も増加する。兼業で自家労働力による生産の現状から、雇用労働力による定時安定生産にシフトできる可能性がある。そうなれば、地域の木材産業の安定した素材調達源として寄与することができる。

認証森林の存在は、地域の森林が市民共有の財産であることの証として大変重要な存在である。認証森林の拡大のため、情報公開、広報活動や認証材流通のための活動を部会員一致団結して行うとともに、関係機関にも協力を求めていく。

森林認証取得後、連携し始めた地域の建築設計業や製材業などの関連業種を中心に、更には広い業種と連携を目指し地域材の需要を拡大していく。

また、地域の企業にも働きかけ森林への理解と新たなビジネスチャンスを模索していく。

(3) 公益的機能の維持・増進

管理が十分でない森林については間伐の実施を急ぎ、下層植生を育成し、公益的機能の増進を図る。

既に間伐し下層植生が育成している林分では、その維持のため、施業前の下草の刈り払いは最小限度にとどめる。さらに林縁植生には特に留意する。

皆伐後の植栽は、伐採後2年以内に必ず行い、幼齢林を確保し将来の森林成長量の増大によって二酸化炭素吸収機能の増進と、森林の健全性を維持する。

尾根筋の林分において風衝地、岩石地等、造林木の優良な生育が見込めない箇所は、保護樹帯として設定し、防災・砂防機能を強化する。

沢筋には水辺林を設定し、間伐を行うなどして、多様な樹木の生育を促し、水資源の保全や土砂流出防止機能を維持する。

11. 環境方針

認証部会では、管理計画の概要を一般に公開することを目的に下記の「環境方針」を定めている。

【認証部会 環境方針】

静岡市林業研究会認証部会では、地球温暖化の防止、水土保全、生物多様性の保全など、持続可能な林業経営をめざして、下記に取り組みます。

- (1) 環境保全に関する法令を遵守し、林業経営と環境保全の両立をめざします。
- (2) 貴重な天然林の保全に取り組みます。
- (3) 適切な森林整備によって、森林の多面的な機能の維持・向上を図ります。
- (4) 施業の実施にあたっては、土壌及び下流域での水資源の保全に努めます。
- (5) 保護樹帯、水辺林の設置など動植物の生息・生育環境の保全に努めます。
- (6) 間伐などの森林整備に努め、森林の二酸化炭素を吸収する機能を高めます。
- (7) 地域の関係者と協力して、国産材・地域材の積極循環利用を促進し、地球温暖化防止に貢

献します。

- (8) 施業の実施にあたっては、化石燃料の使用削減に努め、大気汚染物質の発生抑制に努めます。
- (9) 廃棄物は抑制に努めるとともに持ち帰り、地域で定められた方法によって、適切に処理します。
- (10) 森林病虫害防除にあたり、林業薬剤を使用する場合は、適切な管理のもと、必要最小限の使用とします。
- (11) モニタリングを実施し、継続的に森林の状況及び林内に生息・生育する動植物を把握します。
- (12) 貴重な動植物が発見された場合は、必要な保護対策を行います。
- (13) 調査研究・教育のため、地方自治体、研究機関から協力要請があった場合は、可能な限り協力します。
- (14) 生物多様性の保全に関する知識の習得に努め、自ら研修の機会を設けます。
- (15) 森林管理に関する情報を積極的に公開し、環境に配慮した木材を積極的に購入したい消費者の方に信頼される木材を供給します。

12. 施業基準

認証部会では、以下三つの原則の下で、共通マニュアルである「生物多様性の保全を考慮した施業指針」を定めている。

- ① SGEC 基準及び静岡市森林整備計画の施業基準を遵守する。
- ② 森林認証部会の「生物多様性の保全を考慮した施業の指針」を遵守する。
- ③ 上記施業基準を満たすものであれば、個々の施業基準を尊重する。

施業指針の概要は以下の通り。

【人工林】

人工林は、生産目標に応じ、個々に定めた伐期齢（50年～80年の林齢）で、小面積皆伐（1伐区は3ha以下）を行う。

長伐期施業を行う林分については、100年を越えてから小面積皆伐を行い、植栽による更新を行う施業と、最終伐期を200年として皆伐は行わず、間伐を繰り返し、樹下植栽を行い、複層林施業を行うとする二つの方法をとる。

【天然林】

広葉樹二次林、雑木林は、原則として他の林種への転換は行わず、シイタケ原木などの特用林産資源や薪・炭をはじめとするエネルギー資源として積極的に活用しながら、多様な動植物の生息・生育環境の保全に努める。

一部に残る天然林は、原則的に単木的な択伐にとどめ自然の推移に委ねる。

【共通】

営巣木や枯損木、倒木等は、生物多様性の保全を考慮して、可能な範囲で残す。

尾根筋や沢筋、岩石地や急斜面などで造林木の優良な生育が見込めない箇所は、保護樹帯、水辺林として設定し、既存の広葉樹などの伐採を行わないで育成し、台風等気象災害の防止などの役割を持たすとともに、生物多様性の保全に努める。

13. 施業履歴と施業計画

対象森林の現状は、8 齢級～11 齢級が半分近くを占め、施業の中心は、間伐である。

毎年 10ha 強の利用間伐と、2ha 程度の主伐を組み合わせることにより、自伐林家として経営の安定を図ってきている。

今後、資源の充実と共に、利用間伐の比率が高くなり、収穫材積の増加が期待されている。

なお、認証部会では、グループの強みを活かして、平成 21 年度から、静岡県の「森の力再生事業」などによる、認証部会員以外の森林の請負間伐に共同で取り組み始めており、地域の手入れ不足森林の解消に努めている。

(1) 施業履歴 (期間：H17 年 4 月 1 日～H22 年 8 月 31 日) (ha・m3)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
植 林		2.15	1.85	0.31	0.60	1.00	5.91
下 刈	3.03	7.57	7.21	7.21	8.10	9.15	42.27
除 伐				2.67	0.75	0.90	4.32
ツル切				2.67	0.75	0.90	4.32
枝 打	0.30	0.20	0.90	2.63	1.00		5.03
保育間伐	23.27	13.67	65.15	48.83	39.72	13.27	203.91
利用間伐	11.05	11.37	11.67	11.45	6.98	4.79	57.31
主 伐	1.84	2.88	0.29	1.12	0.72		6.85
間伐材積	721	522	896	919	882	288	4228
主伐材積	155	871	286	527	441		2280
材積 計	876	1393	1182	1446	1323	288	6508

※H21 年度は、部会の請負搬出間伐・森の力再生事業のため素材生産が減少した。

14. 森林被害の記録と対策 (期間：H17 年 4 月 1 日～H22 年 8 月 31 日)

(1) 気象災害

平成 17 年と 19 年に台風が本県を通過し、風倒害が見られた。林道・作業道から近い森林では風倒木を伐採搬出した。搬出が困難な林地でも根伐・玉切をして処理を行った。

被害がひどい森林では再造林した箇所もあった。

近年の異常気象から、万全という対策はないが、認証部会では、日頃から被害対策として下記事項に努めている。

- ① 尾根筋や沢筋に、保護樹帯として広葉樹を残したり、風のあたる箇所などでは、間伐率を抑えた間伐を繰り返す。
- ② 台風などの気象災害が発生した場合は、可能な限り風倒木を処理し、現状復旧に努める。
- ③ 崩落などで現状復旧が困難な場合は、速やかに森林組合・行政機関に連絡し対応を協議する。

(2) 病虫獣害対策

カモシカ、ニホンジカの苗木食害とクマの剥皮被害が拡大している。植林地を防護ネットで

囲い苗木の保護対策としているが被害は絶えない。クマの剥皮被害については、クマ避けロープなどを試行的に行っている会員もあるが、現在これといった対策が無いのが現状である。

今後、行政などとも情報交換しながら、より生態系保全に配慮した対策があれば積極的に試行していくこととしている。

なお、病虫害については、近年問題になるような被害はなく、認証部会として、健全な森林の育成に努めて病虫害の発生予防に努めることを原則として、林業薬剤は使用していない。ただし、今後、植生に異常をもたらすような病虫害が発生した場合は、認証部会の「林業薬剤管理マニュアル」に従い、最小限の使用をすることとしている。

(3) 森林火災

平成17年春に35年生ヒノキ林で0.3haの山林火災が発生している。

原因については不明であるが、火災跡地は翌春再造林して、更新されている。

認証部会では、「林野火災予消防マニュアル」を作成して、防火に努めているとともに、火災発生時は消防署、地元消防団、地域住民に直ちに連絡し、同時に消火及び火災の拡大防止に努める態勢にある。

【被害記録と対処】

【台風外自然災害】

年度	管理者	場所	林小班	樹種	林令	面積	被害率他	対策等
17	宮本卓明	坂本 チャノキノ段675-1	45ほ1	スギ・ヒノキ	46	0.85	40%	処理後モニタリング
	山田芳朗	坂本 大平652	44ほ10	スギ・ヒノキ	31	1.75	30%	処理後モニタリング
	安池勘司	慈悲尾 鶴ノ巣330-1	113ほ4	スギ・ヒノキ	20	0.11	90%	処理後再造林
18	宮本卓明	坂本 チャノキノ段675-1	45ほ1	スギ・ヒノキ	47	2.10	7%	処理後モニタリング
19	宮本卓明	坂本 チャノキノ段675-1	45ほ1	スギ・ヒノキ	48	2.10	5%	処理後再造林
	山田芳朗	坂本 日掛豆地665-1	44ほ8	スギ・ヒノキ	47	0.65	20%	処理
	山田芳朗	坂本 大平652	44ほ10	スギ・ヒノキ	33	1.75	5%	処理後モニタリング
	大石一夫	落合 奥焼山1558-6	10ほ1. 3. 4	ヒノキ	50	0.20	80%	処理
	鈴木英元	入島 羽切沢987	3へ5-1	スギ・ヒノキ	69	0.10	80%	風倒処理後再造林
	安池勘司	口仙俣 割石567	54ろ8	ヒノキ	2	0.85	10%	モニタリング
20	宮本卓明	坂本 モノユイシ687	45へ1	スギ・ヒノキ	38	3.73	1%	処理
21	宮本卓明	坂本 一色487	42ほ3	スギ・ヒノキ	10	0.40	8%	夏枯れ
	宮本卓明	坂本 向山738	46わ8	スギ・ヒノキ	10	0.40	5%	夏枯れ
	鈴木英元	入島 羽切沢971	3へ20	スギ・ヒノキ	49	0.02	100%	モニタリング
22	大石一夫	落合 マキンD1543	11ほ9	ヒノキ	26	0.20	10%	処理
	安池勘司	口仙俣 上大代526	53ほ19, 20	ヒノキ	46	3.40	5%	モニタリング
	宮本卓明	坂本 堂ノ發226	40ろ2	スギ・ヒノキ	12	0.63	8%	崩壊
	鈴木英元	入島 象頭場896	3ほ13	スギ・ヒノキ	10	0.01	100%	崩壊
	鈴木英元	入島 奥の沢943	3ほ17	スギ・ヒノキ	14	0.36	5%	モニタリング

【動物被害】

年度	管理者	場所	林小班	樹種	林令	面積	被害率他	適用
18	宮本卓明	坂本 カギワ沢192	40ろ1	スギ・ヒノキ	6	0.30	5%	シカ食害
19	宮本卓明	坂本 カラ沢696	45わ1	スギ・ヒノキ	7	0.30	10%	シカ食害
20	安池勘司	口仙俣 割石567	54ろ8	ヒノキ	3	0.85	10%	カモシカ食害
21	宮本卓明	坂本 ヤベト392-1	41ほ12	スギ・ヒノキ	10	0.40	4%	シカ食害
	安池勘司	口仙俣 割石568	54ろ1	スギ・ヒノキ	45	6.78	7%	クマ剥皮
	安池勘司	口仙俣 桧山574-1	55ほ25	スギ・ヒノキ	25	0.20	30%	クマ剥皮
	鈴木英元	入島 象頭場915	3ほ23	スギ・ヒノキ	2	0.72	65%	シカ食害
22	安池勘司	口仙俣 長刀作538	54ほ3	スギ・ヒノキ	17	1.92	5%	クマ剥皮
	安池勘司	口仙俣 割石568	54ろ1	スギ・ヒノキ	46	0.32	10%	クマ剥皮
	宮本卓明	坂本 シンナシ186-1	40ち4	スギ・ヒノキ	7	0.35	3%	シカ食害
	宮本卓明	坂本 ノキヤマ185	40と2	スギ・ヒノキ	7	0.55	2%	シカ食害
	宮本卓明	坂本 穴山655-1	44ろ5	スギ・ヒノキ	27	2.45	2%	シカ食害
	宮本卓明	坂本 向山738	46わ8	スギ・ヒノキ	4	0.45	1%	ウサギ食害
	宮本卓明	坂本 大栗原433-1	43ろ8	スギ・ヒノキ	21	0.50	2%	シカ食害
	鈴木英元	梅ヶ島 一本杉2075	32ほ14	スギ・ヒノキ	13	2.02	20%	クマ食害
	山田芳朗	坂本 ワサビ沢628	43を11	スギ・ヒノキ	2	0.69	5%	シカ食害

【その他災害】

年度	管理者	場所	林小班	樹種	林令	面積	被害率他	対策等
17	武田 明	足久保奥組 小寄沢205	150ほ57	スギ・ヒノキ	35	0.30	100%	火災後再造林

15. 地域との連携・貢献

認証部会ではこの間、森林認証を取得するにあたって検討した、「生物多様性への配慮」、「施

業履歴を整理・見直すことで、これからの施業の計画を明確に示せること」、「各種マニュアルの整備」といった考え方を、他の林研会員をはじめ、地域の協業体メンバーや森林所有者に普及していく活動を行ってきている。

川下に対しては、「しずおか森と学ぶ家づくりの会」や「しずおか森をかたちにプロジェクト」等を通じ、建築業や木材関連業の人々と連携して木材の地産地消やデザイン性の高い木製品の販売にも力を入れるとともに、「ふじの国森の町内会」事業等を通し、地元協力企業への情報提供や森林イベントを行い、消費者へのより一層の理解と協力を促していく活動にも努めている。

また、「認証森林の存在は、地域の森林が市民共有の財産であることの証として大変重要な存在である」との認識の下で、市民が認証森林と触れ合う機会を設けるため、所有林への森林ボランティアの受け入れも積極的に行っている。

なお、労働安全衛生に関しても意識は高く、部会員4名が静岡県林業指導者の認定を受けており、緑の雇用安全指導員やチェーンソー講習会の指導員などとして、地域林業者の安全作業に尽力をしている。

16. 森林環境教育

認証部会では、自らの認証林をフィールドとしたイベントを毎年2回（H22年からは年3回）開催している。これらは、積極的にマスメディアに情報を流し、新聞・TVにも多く取り上げられている。また、認証部会ホームページやブログを利用した市民への森林の情報提供も適時行っており、各部会員も個々の森林教育の依頼に応えたりしながら、それぞれの知識の向上に努めてきている。

認証部会では、「認証部会員をはじめ認証森林で働く者は、生物多様性の保全・森林環境保全に関する知識を基に森林での施業を行わなければならない。その為個々がその知識を深めるよう努力を怠らないと共に、得た知識を会員同士が共有する機会を作る。更に、その知識をより多くの市民に伝えることも重要である」との共通認識があり、これまで行ってきた森林教室のノウハウを共有し、より深い知識、わかりやすさ、興味を引く事項を検証し、内容のより一層の充実を図ることに努力を惜しんでいない。

17. 生物多様性保全への取組

認証部会ではこの間、生物多様性の保全のためのモニタリングや、専門家を招いての動植物の生態調査等にも積極的に取り組んできており、行政や関係機関との連携を強め、この間対象森林の一部で生息が確認されたオオムラサキの保護のために「オオムラサキ保護マニュアル」を作成するなど、貴重な動植物が見つかった場合の保護体制も整えてきている。

【生物多様性に関する取組記録】

年度	教育研修名	主催
H18.3.3	静岡県の絶滅危惧種について	静岡県林業試験場 加藤氏
H18.7.8	植物観察会（山田山林）	静岡県自然ふれあい 室佐藤氏
H18.8.17	植物観察会（武田山林）	静岡県自然ふれあい 室佐藤氏
H20.2.17	モニタリング研修会	森林認証部会
H21.8.31	世界自然遺産視察研修(白神山地)	部会員他
H22.9.3	里山体験研修会(行政・林業者研修会)	一七会・静岡市・遊木の森 (NPO エコエデュ)

確認資料一覧

◇静岡市林業研究会 森林認証部会 森林管理計画書

- ・ 個別計画書（大石林業、鈴木林業、武田林業、宮本林産、山田林業、安池林業）
- ・ 静岡地域森林計画書（平成 22 年度～31 年度）
- ・ 静岡市森林整備計画（平成 22 年度～31 年度）
- ・ 静岡市林業研究会 森林認証部会規約
- ・ 森林認証部会の関係組織図
- ・ 森林簿
- ・ 森林施業計画書（平成 19～24 年）
- ・ 森林施業計画認定書（写し）
- ・ 森林施業の実施に関する長期の方針
- ・ 森林所有位置図（ゾーニング図：1/50,000）
- ・ 林相現況図（1/5,000）
- ・ 認証部会経営方針
- ・ 認証部会環境方針
- ・ 生物多様性の保全を考慮した施業指針
- ・ モニタリング調査実施要領
- ・ 同報告書
- ・ オオムラサキ保護マニュアル
- ・ 施業実施仕様書
- ・ 伐採・搬出作業マニュアル
- ・ 作業現場における油類の取扱いマニュアル
- ・ 林業薬剤管理マニュアル
- ・ 安全作業マニュアル
- ・ 安全衛生及び健康管理マニュアル
- ・ 林野火災予消防マニュアル
- ・ 緊急時の連絡体制
- ・ 森林認証部会レッドリスト
- ・ まもりたい静岡県の野生生物 —静岡県版レッドデータブック
- ・ 静岡県鳥獣保護区等位置図（平成 22 年度）
- ・ 静岡県 第 10 次鳥獣保護事業計画
- ・ 静岡県 特定鳥獣保護管理計画（カモシカ:第 3 期）
- ・ 静岡市鳥獣被害防止計画
- ・ 静岡市カモシカ管理計画(平成 22 年 8 月)
- ・ 静岡県「森林情報共有システム(森林 GIS)」 <http://fgis.pref.shizuoka.jp/>

II. 審査経過

静岡市林業研究会 森林認証部会の更新審査経過

審査は、(社)全国林業改良普及協会の児島裕、宇佐美均、坂野久義の3名が担当した。

【書類確認】

平成22年9月8日／更新審査申込

(内 容)

審査申込書及び関係資料を受付、提出された関係書類に基づく質疑・応答の後、新しいSGECの基準・指標・ガイドラインに基づいた別紙「全林協審査判定表」の70項目を更新「審査要件」とすることを伝えた。

【現地審査】

平成22年11月30日～12月2日

(審査委員)

元東京農業大学教授・農学博士 河原 輝彦

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター 児島 裕
同 専門審査員 坂野 久義

(場 所)

静岡市林業研究会森林認証部会 事務局 (静岡市森林組合)
鈴木林業・武田林業・安池林業・大石林業・宮本林産・山田林業 各管理森林

(申請者)

静岡市林業研究会森林認証部会 会長 山田 芳朗
武田 明
大石 一夫
鈴木 英元
宮本 卓明
安池 勘司
事務局長 神谷 誠司

(聞き取り対象者)

静岡県中部農林事務所森林整備課林業振興班
静岡市農林水産部中山間地振興課
静岡市森林組合 代表理事組合
森と学ぶ家づくりの会 (杉山製材所専務)

(現地審査の内容)

関係書類及び現地調査によって、対象森林の自然条件、施業状況、社会環境を把握するとともに、申請者、行政関係者、利害関係者への面談を行い下記事項の確認を行った。

1. 地域の森林の概況・林業・林産業の状況について聞き取り及び関連資料の確認。
2. 地域森林計画及び市町村森林整備計画における指定施業要件等の確認
3. 現地調査による管理森林の管理状況の把握

4. 更新された森林簿・及び森林計画図の現地照合
5. 地域の自然環境・文化財等について
6. 希少野生動植物種等、野生動植物の生息・生育状況調査等の実施状況について
7. シカ害等の森林被害の発生状況・対策について
8. 地域での労働安全対策と実施状況について森林組合関係者から聞き取り
9. 地域における森林環境教育・レクリエーション活動について
10. 森林認証部会の SGEC 森林認証取得後の取組について
11. 森林認証部会の地域に対する貢献について

【審査判定】

平成 22 年 12 月 20 日／審査委員会

(審査委員)

元東京大学教授・農学博士	山根明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原輝彦
木構造振興（株）代表取締役・農学博士	西村勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋俊幸
（社）林木育種協会理事	真柴孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺政一
(社)全国林業改良普及協会	児島 裕
(社)全国林業改良普及協会	野田昭一
(社)全国林業改良普及協会	宇佐美均

(内容)

「審査要件」及び「確認審査」内容に基づいた審査結果を審査委員会に諮り、審査決定を行った。提示資料及び現地確認審査による審査判定表の内容から、申請森林は SGEC 森林認証に値する管理がされていると認められた。

(判定内容については、判定事由書参照)

Ⅲ. 判定事由書

静岡市林業研究会森林認証部会管理森林の審査における判定事由

【審査判定】

S G E Cの定める新しい基準・指標・ガイドラインに準拠した「全林協森林認証審査判定表」の70項目について審査を行い、審査委員会に諮ったところ、静岡市林業研究会森林認証部会管理森林は、認証に価する管理がされていると判定された。

なお、審査委員会により、下記2項目について、「向上目標」が付記された。

【向上目標】

基準 2-3 に関して

前期に引き続きモニタリング等による生物多様性に関わる情報の記録に努めるとともに、制作を始めている「認証森林動植物図鑑」のさらなる充実が待たれる。

基準 5-3 に関して

会員は、森林の取扱や生物多様性の保全に関する科学知識の習得に引き続き努めるとともに、会員間で、研修など情報交換を密にして、知識の共有に努めること。

【判定事由】

基準 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

1-1. 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確である。

1-1-1 / 妥当である

認証対象森林は、静岡県静岡市に所在する静岡市林業研究会森林認証部会（事務局：静岡市森林組合 以下、「認証部会」）会員 6 名が、所有・管理する森林 954.43ha（一部、家族名義含）である。

認証部会では、会員共通の「静岡市林業研究会森林認証部会森林管理計画書(以下:「森林管理計画」)」を作成し、一体となって、認証にふさわしい森林管理に当たってきている。

1-2. 対象森林の所在場所別面積、人工植栽に係る森林の区別（人工林、天然林別）、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されている。

1-2-1 / 妥当である

「森林簿」が常備されており、5 年おきの森林施業計画樹立の際の森林調査により更新されている。

1-3. 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭である。

1-3-1 / 妥当である

森林計画図を樹種別（スギ・ヒノキ・広葉樹）に色分けし、路網・水系などを記載した「林相現況図」（1/5000）を常備している。

認証対象森林の位置は、現地及び図面上で明確である。

1-4. 森林計画制度の森林施業計画あるいはそれに準じた管理計画が樹立されている。管理計画の中で、森林所有者等が自らの意志で、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されている。

1-4-1 / 妥当である

H19～24 年の森林施業計画が立てられており、現計画認定書の写しを確認した。

対象森林は、「静岡市森林整備計画(H22～31 年度)」による「水土保持林」及び「資源循環利用林」として管理されている区域である。

なお、認証部会では、上記施業計画の長期の方針を補完するため、独自の「森林管理計画」を作成し、「認証部会経営方針」及び「環境方針」の下で、認証森林の管理経営に当たっている。

1-4-2 / 妥当である

認証対象森林は、静岡森林計画区に位置しており、「静岡市森林整備計画」において、「水土保持

林」、「資源の循環利用林」に機能区分されて管理されている。

認証部会では「森林管理計画」を作成し、「経営方針」を定めて、持続可能な森林経営についてのグループとしての共通目標を定めるとともに、会員個々の生産目標と特性に応じたきめの細かい管理計画を作成している。

1-4-3 / 妥当である

認証部会では、「環境方針」を定め、「地球温暖化の防止、水土保全、生物多様性の保全など、持続可能な森林経営をめざす」とし、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」を定めて、環境影響に細心の注意を払いながら、現場施業に当たっている。

1-5. 森林管理計画に即した森林管理を実行しうる管理体制と経営が行われている。

1-5-1 / 妥当である

認証部会は、山村地域のリーダーとして多方面にわたる活動を行っている静岡市林業研究会会員のうち、「森林認証というワンランク上の林業経営を行おう」と考える有志(現在6名)によって立ち上げられた組織である。事務局は静岡市森林組合内に設置している。

会員個々の林業経営については、それぞれで行っているが、共通の「森林管理計画」を作成して、「森林に関する法令、静岡市森林整備計画の施業基準を遵守し、地域のリーダーとして、共通の認識を持って積極的な林業経営」を行うとし、グループ一丸となって、持続可能な森林経営に取り組んできている。

1-5-2 / 妥当である

認証部会では、H17年12月に森林認証取得後、モニタリング・経営内容等の情報公開や、認証林産物の安定供給・販路拡大のための川下との連携活動など多方面にわたる活動を繰り返してきており、会員個人はもとより、会としての活動の成長にも著しいものがある。

基準2 生物多様性の保全

2-1. 生物多様性保全のための計画は、ランドスケープレベルの管理方針が定められているとともに、主要な森林タイプについて林分レベルの管理方針が定められている。

2-1-1 / 妥当である

対象森林の上位計画である「静岡市森林整備計画」において、ランドスケープレベルで「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に機能区分されており、森林の整備・保全に望ましい考え方、基本方向が示されている。

認証部会では「森林管理計画(以下「管理計画」)」において「経営方針」を定めて人工林・天然林別の管理方針を定めるとともに、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」を定めて、生物多様性の維持・向上に努めている。

2-1-2 / 妥当である

対象森林は、静岡市の里山地帯であり、周辺も含め、原生林やそれに近い森林はほとんど見られない。

ただ、会員所有林の尾根筋の一部にモミなど潜在植生をよく残している森林があり、先祖代々「不伐の原始林」として受け継がれてきており、当該林分は「管理計画」によって貴重な天然林として保全することとしている。

2-2. 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林、天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など）が地図上で明らかにされ、それらの管理方針が定められている。

2-2-1 / 妥当である

森林計画図を樹種別（スギ・ヒノキ・コナラ・広葉樹）に色分けし、路網・水系などを明示した「林相現況図」（1/5000）が作成されている。

また、県や市が行っている希少野生動植物に関する調査記録を入手して、対象地内の重要種の生息・生育情報の把握に努めており、それらが確認された場合には、適切な保護対策を行っている。

2-2-2 / 妥当である

対象森林の沢筋には、良好な水辺林が残されている箇所が随所に見られる。

また、スギの人工林となっている林分についても、除・間伐が適切に行われており、林内は明るく、下層植生が維持されている。

なお、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」において、「沢筋には水辺林を設定し、間伐を行うなどして、多様な樹木の生育を促す」ことを定めている。

2-3. 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧に属する種及びその生息地の保護が図られていること。

2-3-1 / 妥当である（向上目標付記）

認証取得後、認証部会では、巡視、モニタリング等を継続的に実施してきており、対象森林に生息・生育する動植物の把握及び記録に努めてきている。その中でこの間に数種の RDB 種を確認し、重要種については、保護管理指針を作成して、保護に努めてきている。

2-3-2 / 妥当である

「施業指針」により、除・間伐などの際にも「貴重な野鳥の営巣が確認されればその周辺の伐採を避け、繁殖を妨げないよう配慮する」として実行している。

2-4. 下層植生を含め自然植生の保護に努めること。

2-4-1 / 妥当である

対象森林では、除・間伐が適切に行われており、下層植生が維持されている。

また、巡視等によって希少種等の発見に努めており、確認された重要な自生種には、目印を付け

るなどして、下刈などで損傷させないよう保護している。

2-4-2 / 妥当である

自力作業道の入り口には、ゲート等を設置するなどして、山火事予防や不法投棄、不適切な採取活動等の防止に努めている。狩猟については、鳥獣保護法の事業計画等に基づいた鳥獣保護区等が設けられている。

2-4-3 / 妥当である

外来生物法等に従い、特定外来生物等の侵入防止に努めている。
なお、植栽苗等は、「適地適木」の原則に基づき、森林組合で購入した地域の苗木を植えている。

2-4-4 / 妥当である

作業道の開設にあたっては、支障木等を積極的に利用しており、土留めや横断溝等に小径木が利用されている。
なお、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」において、「可能な限り間伐材等の生物系資材を有効利用するとともに、小動物の生育・繁殖を妨げないように努める」こととしている。

基準3 土壌及び水資源の保全と維持

3-1. 土壌及び水資源の保全に与える影響を事前に把握し、森林管理計画や実施過程における悪影響を最小化する。

3-1-1 / 妥当である

認証部会では「管理計画」において「経営方針」及び「環境方針」を定め、持続可能な森林経営についてのグループとしての共通目標を定めるとともに、個々の生産目標と特性に応じたきめの細かい個別の森林管理計画を作成して実行に当たっている。
また、請負者等への上記管理計画の徹底を図るため、共通の認証森林「施業実施仕様書」及び「伐採・搬出作業マニュアル」を作成して指導に当たっている。

3-1-2 / 妥当である

地域森林計画及び市森林整備計画によって、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する区域は、「水土保持林」として森林計画図等に明示され、特に配慮が必要な箇所は、保安林として、指定施業要件等が設けられている。

3-2. 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けている。

3-2-1 / 妥当である

対象森林は、里山人工林地帯に所在するが、尾根筋、岩石地、急斜面には、シイ・カシ、コナラ・

ヤマザクラなどの広葉樹林が残されており、保護樹帯となっている。

3-2-2 / 妥当である

認証対象森林には、尾根筋、岩石地、急斜面に、シイ・カシ、コナラ・ヤマザクラなどが、沢筋には、モミジ・ハンノキなどの広葉樹林が残されている。

スギの人工林となっている林分についても、除・間伐が適切に行われており、林内は明るく、下層植生が維持されている。

なお、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」において、「沢筋には水辺林を設定し、間伐を行うなどして、多様な樹木の生育を促す」こととしている。

3-3. 森林の伐採集材に当たっては、近隣の水資源や土石流出防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されている。

3-3-1 / 妥当である

山地災害の防止、水源かん養機能等の機能を重視する森林は、地域森林計画及び市町村森林計画において「水土保持林」とされ、認証部会「森林管理計画」及び「施業指針」において、長伐期施業や伐採の上限面積 3ha 以内等の基準が定められ、上記整備計画の基準・指標に適合したものとなっている。

なお、保安林等における指定施業要件は遵守されている。

3-3-2 / 妥当である

間伐材の搬出では、グラップルやフォワーダなど高性能林業機械やウインチを利用している。また、皆伐に当たっては、3ha の上限面積を定めると共に、架線集材機などを利用している。なお、集材材にあたっては、「伐採・搬出マニュアル」を作成し、林床植生の保全に注意を払いながら、「林地保全、河川汚濁防止、貴重動植物の保護等に努め」ている。

3-4. 林業機械に用いる、燃料、オイルその他の汚染物質および農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払うこと。

3-4-1 / 妥当である

認証部会では、燃料・オイル類は、関係法令及び「作業現場における油類の取扱いマニュアル」に基づき、適切な管理のもと使用している。

林業薬剤は、カモシカ・ニホンジカの食害に対し、忌避剤を使用することがある。

なお、林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、最小限の林業薬剤を使用することとしている。

3-5. 林道等の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払うこと。

3-5-1 / 妥当である

既存林道は、林道規程・林地開発許可等の基準を遵守して設計されており、透水性舗装やガード

ルール、土留めなどに木材等の生物系資材を利用するなど、環境負荷の軽減を図る措置がなされている。

作業道の自力開設に際しては、「作業道は切土法面の低い施工に努める。可能な限り間伐材等の生物系資材を有効利用するとともに、小動物の生育・繁殖を妨げないように努める」こととしている。

基準 4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

4-1. 経済的、社会的、生態的な持続性に配慮し、森林資源調査等に基づいた森林管理計画を作成し、適切な実行体制が整備されている。

4-1-1 / 妥当である

認証部会が、森林認証に取り組んだ目的は、「持続可能な林業経営を第三者に評価してもらう中で、部会員の林業経営の方針を明文化し、施業の効果を検証しながら理論的知識の向上を図り、認証森林の存在が「地域の森林は市民共有の財産である」ことの証として、大変重要な存在であることを裏づけしていく(経営方針)」ことであり、この方針の下に森林管理計画が策定・実行されている。

4-1-2 / 妥当である

認証部会では、認証取得後「認証森林炭素固定モニタリング調査」を追加実施している。この調査は、毎年6箇所(各会員1箇所)ずつ標準地を設定して、樹高・直径・蓄積等の5年後の経年変化を順次追跡調査していく予定である。この調査データは適切に記録・分析され、調査簿等の補正に役立てられている。

また、林齢構成の平準化を図る観点から、長期循環施業に積極的に取り組み、樹下植栽による複層林化も推進している。

4-2. 伐採量は森林の機能区別に指定された森林施業計画認定基準の範囲内であり、適正に配置されている。

大面積皆伐は避け、可能な箇所では、非皆伐施業を行う。また林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められている。

4-2-1 / 妥当である

森林施業計画書の「森林の現況並びに伐採・造林・保育計画表」に林分ごとの伐採方法・伐採率・面積・材積、伐採予定時期等が記載されており、計画に沿った施業が実行されている。

4-2-2 / 妥当である

人工林は、会員個々の生産目標に応じた「施業指針」が作成(伐期齢50~80年と長伐期施業)されており、利用間伐と長伐期小面積皆伐を組み合わせた施業が行われている。

なお、長伐期林分では、間伐などの際に、林内に現存するヤマザクラ・ケヤキ・ホオノキなどの広葉樹を積極的に残している。

4-2-3 / 妥当である

森林施業計画書の伐採計画に従って、間伐等の施業が実行されていることを確認した。

4-3. 伐採後は計画期間内に確実に更新されていること。伐採跡地などの人工更新は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていること。

4-3-1 / 妥当である

会員個々に作成している「施業の履歴」に、林分毎の施業履歴が残されており、人工林伐採後は、2年以内に植栽されている。

4-3-2 / 妥当である

地域森林計画書及び市森林整備計画書の施業基準と整合した「施業指針」が作成されている。また、森林施業計画書の「森林の現況並びに伐採・造林・保育計画表」に更新予定表が作成されている。

4-3-3 / 妥当である

「適地適木」の原則に基づき、森林組合で購入した地域の苗木を植えている。なお、植栽本数は、「静岡県森林整備計画」の施業基準に準拠して、ha 当たり 3000～4000 本を植えている。

4-3-4 / 妥当である

植え付け後は、巡視等により、その地に根付かなかった苗木が確認された場合は、すみやかに補植を行っている。近年、多発してきているシカによる苗木の食害に対して、防護柵の設置や巡視の強化、補植などの措置をとっている。

4-4. 天然林についても地域の特性を考慮し適切な森林管理計画が樹立され、的確な更新施業が行われている。

4-4-1 / 妥当である

認証部会「経営方針」により、天然林については、「広葉樹林・雑木林は、原則として他の樹種への転換は行わず」特用林産資源やエネルギー源として活用することと、「急斜面などに残る天然林は、単木的な択伐に留め、自然の推移に委ねる」こととしており、地域森林計画等に照らして適切である。

4-4-2 / 妥当である

「管理計画」で計画される天然林施業は、萌芽更新を前提とした薪炭林施業であり、施業基準は、

地域森林計画の「標準的な指針」によっている。

4-5. 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われている。

4-5-1 / 妥当である

「施業指針」に、保育に関する技術指針が作成されている。
また、下刈り、除・間伐の際に、有用広葉樹などは、積極的に刈り残すようにしている。

4-5-2 / 妥当である

「施業の履歴」に、林分ごとの施業履歴が残されていることを確認した。
また、森林施業計画書に保育計画が作成されていることを確認した。

4-6. 目標林型への誘導に必要な間伐が適切に計画され、間伐が的確に実行されている。

4-6-1 / 妥当である

「森林施業計画書」に林分ごとの伐採率、数量、間伐方法、予定時期が明示されていることを確認した。

4-6-2 / 妥当である

「施業指針」を作成し、施業にあたっている。
下刈り、除・間伐の際に、生物多様性上の重要な自生種の保存に努めるとともに、「林内に現存する広葉樹は、生物多様性保全のため、適度に残す」として実行している。

4-6-3 / 妥当である

「施業の履歴」に、林分ごとの施業履歴が残されている。
認証部会では、前期認証期間中、各会員とも作業道づくりと間伐の実施には特に熱心に取り組んできており、地域のモデルとされる林分も少なくない。

4-7. 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られ、農薬など化学物質の使用は、法令などを順守し、かつ必要最小限の用途にとどめている。

4-7-1 / 妥当である

病虫獣害の防除については、森林病虫害等防除法、および鳥獣保護法の鳥獣保護事業計画に基づいている。

なお、病虫害については、近年問題になるような被害はなく、認証部会として、健全な森林の育成に努めて病虫害の発生予防に努めることを原則としている。

ただし、今後、植生に異常をもたらすような病虫害が発生した場合は、認証部会の「林業薬剤管理マニュアル」に従い、最小限の使用をすることとしている。

4-7-2 / 妥当である

被害状況は、「森林被害の記録」としてまとめられている。

近年、周辺地域でクマやニホンジカ、カモシカによる剥皮や食害が増加している。特にニホンジカの増加は顕著で、新植に当たっては、防護柵が必須となっている。

なお、剥皮被害も増加していることから、ネットや樹幹へのクマロープ巻きなどによる対応を試みている。

4-7-3 / 妥当である

林業薬剤は、カモシカ・ニホンジカの食害に対し、激害地では過去に忌避剤を使用している。

なお、林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業薬剤管理マニュアル」に基づき、必要最小限の使用に留めている。

4-8. 山火事に対する適切な予防と被害への対処が図られている。

4-8-1 / 妥当である

認証部会では、「林野火災予消防マニュアル」を定め、林野火災の予防及び消火体制を整えている。

4-8-2 / 妥当である

部会員が地元消防団に所属しており、消防団と連携して、消防訓練活動を行っている。

なお、くわ、ポリタンク、水のうなどの消火器材を用意している。

4-8-3 / 妥当である

平成17年に約0.3haの森林火災が発生している。被害木を伐採・搬出した後、植林して復旧を終えている。

基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

5-1. 日本の全ての法律および日本が調印した全ての国際条約や合意を遵守すること。

5-1-1 / 妥当である

森林管理及び環境保全上必要な法令及び条例は遵守されている。

5-1-2 / 妥当である

事務局に「林野小六法」「環境六法」などの法令集が常備されており、いつでも参照できる環境が整えられている。

林地開発許可、伐採届出書、保安林の伐採許可書等の合法性を担保しうる文書類が適切に保管されていることを確認した。

5-2. 地域社会の法的あるいは慣習的な財産・資源などの利用権が尊重されている。

5-2-1 / 適用除外

市役所及び地元関係者により、認証対象森林には、入会権などの慣習的利用権がないことを確認した。

5-2-2 / 適用除外

同上

5-3. 管理計画の実行に当たり、雇用者、委託者や林業従事者に対して生物多様性や労働安全などに関して適切な訓練と指導を行っている。

5-3-1 / 妥当である (向上目標付記)

認証部会では、「環境方針」において、生物多様性の保全を掲げ、さらに「生物多様性の保全を考慮した施業指針」及び「施業実施仕様書」、「伐採・搬出マニュアル」を作成して作業現場での指導に当たっている。

また、認証部会内外の関係者と連携を取りながら、多様な研修会やイベントの開催に努めており、その記録は、「各種研修会及びイベントの記録」として保存されている。

5-3-2 / 妥当である

認証部会では、「安全作業マニュアル」、「安全衛生及び健康管理マニュアル」を定め、労働災害の防止に努めている。

なお、静岡市森林組合が実施する「安全衛生大会」及び林業・木材産業労働災害防止協会の「安全講習会」などには毎年参加している。

5-4. 従業員に対する社会保障、必要な訓練の実施、健康と安全の確保を図られている。

5-4-1 / 妥当である

個人経営者である認証部会員は、国民健康保険や傷害保険等の社会保険に加入している。

5-4-2 / 妥当である

認証部会では、「安全作業マニュアル」「安全衛生及び健康管理マニュアル」を定め、会員への安全教育、安全点検、自主的安全活動が実施されている。

基準6 社会・経済の便益の維持及び増進

6-1. 緑の循環資源として、認証林産物を多様な用途に有効活用し、地元住民や利害関係者等との連携を図り、地域経済の振興に努める。

6-1-1 / 妥当である

認証部会では、認証取得後、地域への認証材の普及と販路確保に努めてきており、その中で、「し

ずおか森と学ぶ家づくりの会」や「しずおか森をかたちにプロジェクト」、「ふじの国森の町内会」など、川下の設計者や製材工場、製紙会社などとの連携を強めてきている。

これらの中には、SGEC 認定を取得した事業体も多く、認証部会は地域での『緑の循環』の中核となっている。

6-1-2 / 妥当である

認証部会では、SGEC マーク入りのスタンプを使って、認証林産物の分別・表示を実行している。

6-1-3 / 妥当である

林道・作業道などの土留や排水溝、管理歩道など各所に支障木や間伐小径木を活用している。

6-2. 市民に自然に触れ合う機会/場所の提供に努めるとともに、入山者に対する環境教育、安全などへの指導および対策が整備されている。

6-2-1 / 妥当である

部会員数名が、地元の小・中学校で行われる森林教室の講師を務めている他、地域の設計者や製材工場などとの連携のもとで、様々な林業体験プログラムを実施している。

そのようなイベント実施時には、事前に参加者用の手づくりの案内板や仮設トイレなどの準備も行っている。

6-2-2 / 妥当である

林内で発生したゴミ等は、指定場所まで持ち帰ることとしている。

また、来訪者に対しては、啓発看板を設置し、山火事防止、ゴミの持ち帰り、動植物の採取など、森林でのマナーを守るよう、協力を求めている。

6-3. 森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられている。

6-3-1 / 妥当である

対象森林は、木材生産を主目的とした個人所有林であるため、「森林と人との共生林」のゾーニングはされていないが、周辺には、登山道やハイキングコースなどが整備されているため、認証部会「森林管理計画」によって、林内に花木や実のなる木を残すなど、景観保全にも配慮した施業に努めている。

6-3-2 / 妥当である

対象森林に公的な計画制度で、景観保全や生活環境保全のための制約のある森林はないが、認証部会では上記のような配慮を行っている。

6-3-3 / 妥当である

対象森林は林業を主目的とした個人所有林のため、レクリエーション施設は設置されていない。

ただし、近隣には地元静岡市の森林レクリエーション施設である「高山・市民の森」が設置されており、今後、静岡市と連携を取りながら、森林認証への市民の理解や期待を担える場として、認証部会でもレクリエーション活用に協力していくこととしている。

6-4. 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されている。

6-4-1 / 妥当である

対象森林内には、文化財保護法等によって指定された文化財はない。

ただ、前記のように、会員所有林の尾根筋の一部にモミなど潜在植生をよく残している森林があり、先祖代々「不伐の原始林」として受け継がれてきており、当該林分は「管理計画」によって貴重な天然林として保全している。

6-4-2 / 妥当である

認証部会では、認証取得時に各部会員「所有山林の一部を展示林、見本林として、森林・林業への理解を深める場として位置づけ活用していく」ことを決めており、それにふさわしい林分が、各部会員の山に設定され、認証林ツアーなどのイベントなどで活用されている。

6-5. 対象森林の管理・整備・利用が、地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源として貢献できるよう努めている。

6-5-1 / 妥当である

認証部会では、間伐などで産出される林地残材を可能な限り搬出して、チップや薪として利用してもらうなど、有効利用に努めてきている。

また、認証取得後、「認証森林炭素固定モニタリング」に取り組んでおり、二酸化炭素固定に間伐の果たす効果などの検証にも当たっている。

6-5-2 / 妥当である

認証部会では、「環境方針」を定め、施業の実施にあたっては、「化石燃料の使用削減に努め」ている。

基準7 モニタリングと情報公開

7-1. 管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを、適宜実施すること。モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しが図られている。

7-1-1 / 妥当である

「モニタリング調査実施要領」を定めており、巡視時及び作業完了時のチェック項目を設定している。

また前記のように所有山林に、「認証森林炭素固定モニタリング調査」のための固定プロットを設定して、経年変化を追跡調査しており、この調査データを記録・分析することで、自分の施業の達成度の評価に役立てる計画である。

7-2. 地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っている。

7-2-1 / 妥当である

認証取得後、様々な団体からの視察や取材要請があり、それらにはできる限り協力してきている。今のところ、生物多様性に関する研究機関等からの協力要請は無いが、あった場合は積極的に協力することとしている。

7-3. 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すこと。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残されている。

7-3-1 / 妥当である

森林被害の記録として、林分別・年次別の諸被害の履歴を記録している。

7-4. 森林管理計画とモニタリング結果は、情報の機密性を尊重するが、その概要については一般に公開することを原則とする。

7-4-1 / 妥当である

認証部会では、独自の HP (<http://www4.tokai.or.jp/yamayosi>) を開設しており、活動の記録やブログなどで、施業や管理計画の実行概況、イベント報告などを行っており、管理情報の公開と PR に努めている。